

第71回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社イトキ

証券コード:7972



開催日時

2021年3月24日(水曜日)
午前10時(開場時間午前9時)



開催場所

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
当社 大阪ショールーム
9階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できるだけ
本年は会場へのご来場を見合わせていただき、議決権
行使書又はインターネットによる事前の議決権行使を
お願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権行使期限は
2021年3月23日(火曜日)午後5時45分までです。



明日の「働く」を、デザインする。

We Design Tomorrow. We Design WORK<Style.



代表取締役社長
平井嘉朗

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第71回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当事業年度は、「働き方変革130」をキャッチフレーズに掲げた3ヶ年の中期経営計画の最終年度として、全社をあげて収益性・生産性・創造性・満足度の向上に継続して取り組んでまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴って国内のみならず世界経済にも深刻な影響を与えるなど、先行きが不透明な状況が続きました。

当社においても、営業活動の縮小を余儀なくされたほか、一部商談の延期・中止が発生するなど厳しい状況が続きました。一方で、感染拡大防止により新しい生活様式が広まるなか、在宅勤務用家具や物流施設向け機器の需要が増加しました。

その結果、連結売上高については前期比で減収となったものの、連結営業利益においては増益という結果になりました。

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に徹底して努めるとともに、ポストコロナを見据えた市場ニーズへの対応と、ニューノーマルな時代における新たな「働く環境」の提案・具現化に全力で取り組んでいく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年3月

中期経営計画 (2021年度～2023年度)

RISE：昇る・立ち上がる・幕が上がる・増大する

「RISE ITOKI 2023」

Resilience：強靱 Innovation：革新 Sustainability：持続可能性 Enjoyment：楽しみ

現在またその先のポストコロナの世界においても、“働き方”や“働く環境”に対する人々の価値観が大きく変化していくであろう状況を踏まえ、当社では2023年を最終年度とする3ヶ年の中期経営計画を策定しました。当社グループは当中計の取り組みを通じ、これからのお客様が「働く環境」に期待する価値を具現化するための提案力強化と商品・サービス拡充を図り、ポストコロナの「働く環境」づくりをリードしてまいります。

目指す“ありたい姿”

強靱な体質の「高収益企業」になる

ポストコロナの「働く環境」づくりをリードする

2023年度 数値目標

- 売上高：1,330億円
- 営業利益：60億円
- 営業利益率：4.5%
- 経常利益：59億円
- ROE：7.0%以上

重点方針

- 構造改革プロジェクトを実行する
- 新たな価値を創出して提供する
- 不採算事業の早期黒字化をはたす
- 狙って人を育てる
- ESG経営の実践

激変する社会に新たな価値を提供することで、
高い利益を創出し続ける企業へと進化する、
イトーキグループの今後の展開にどうぞご期待ください。



中期経営計画「RISE ITOKI 2023」の詳細な内容はこちらでご覧いただけます。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7972/tdnet/1933250/00.pdf>



目次

(ページ)

■ ごあいさつ	1
■ 中期経営計画	2
■ 目次	3
■ 第71回定時株主総会招集ご通知	4
■ 議決権行使方法についてのご案内	5
■ インターネットによる議決権行使のご案内	6
<hr/>	
■ 株主総会参考書類	
議案および参考事項	7
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役7名選任の件	8
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	14
<hr/>	
■ 添付書類	
事業報告	15
1. 企業集団の現況に関する事項	15
2. 会社の状況に関する事項	25
3. 会社の体制および方針	30
連結計算書類	41
連結貸借対照表	41
連結損益計算書	42
連結株主資本等変動計算書	43
連結計算書類に係る会計監査報告	44
計算書類	46
貸借対照表	46
損益計算書	47
株主資本等変動計算書	48
計算書類に係る会計監査報告	49
監査役会の監査報告	51
<hr/>	
■ ご参考	
トピックス	52

証券コード 7972
2021年3月9日

株主各位

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号

株式会社イトーキ

代表取締役社長 平井嘉朗

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙もしくはインターネットにより議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月23日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月24日（水曜日）午前10時（開場時間午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区淡路町一丁目6番11号 当社大阪ショールーム9階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第71期（2020年1月1日から2020年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2020年1月1日から2020年12月31日まで） 計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の新株予約権等に関する事項、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.itoki.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。

○株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.itoki.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記 4 つの方法がございます。

● 株主総会へのご出席

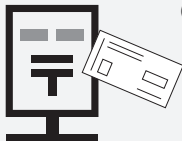


株主総会開催日時

2021年3月24日（水曜日）
午前10時（開場時間 午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合には限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

● 郵送によるご行使



行使期限

2021年3月23日（火曜日）
午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

● インターネットによるご行使



行使期限

2021年3月23日（火曜日）
午後5時45分行使分まで

当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使ウェブサイト】 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

※一部のインターネット閲覧ソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用いただけません。

▶ 次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

● スマートフォンによるご行使（スマート行使）



行使期限

2021年3月23日（火曜日）
午後5時45分行使分まで

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力はありません）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

① 同封の議決権行使書用紙の右下にログインQRコード[®]が記載されています。

② スマホのQRコード[®]読み取りアプリを起動します。

※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。

③ ログインQRコード[®]にスマホをかざして読み取ります。

※アプリの指示に従ってください。

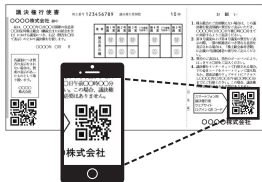
④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

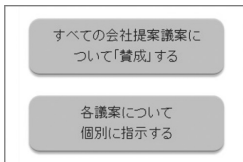
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



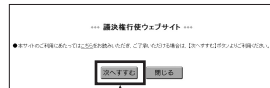
「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては経営の重点政策のひとつとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりとさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額586,907,529円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年3月25日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役山田匡通、平井嘉朗、牧野健司、船原英二、永田 宏、似内志朗の6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るために1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席状況
1	やま だ まさ みち 山 田 匡 通 <input type="button" value="再任"/>	代表取締役会長	15回/15回
2	ひら い よし ろう 平 井 嘉 朗 <input type="button" value="再任"/>	代表取締役社長	14回/15回
3	まき の けん じ 牧 野 健 司 <input type="button" value="再任"/>	取締役専務執行役員 企画本部長	15回/15回
4	ふな はら えい じ 船 原 英 二 <input type="button" value="再任"/>	取締役常務執行役員 生産本部長	12回/12回
5	もり や よし あき 森 谷 仁 昭 <input type="button" value="新任"/>	常務執行役員 管理本部長	—
6	<input type="button" value="再任"/> なが た ひろし 永 田 宏 <input type="button" value="社外"/> <input type="button" value="独立役員"/>	社外取締役	15回/15回
7	<input type="button" value="再任"/> にた ない し ろう 似 内 志 朗 <input type="button" value="社外"/> <input type="button" value="独立役員"/>	社外取締役	12回/12回

(注) 船原英二氏と似内志朗氏は、2020年3月25日開催の第70回定時株主総会において新たに取締役に就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>やま だ まさ みち 山田 匡通 (1940年5月5日)</p> <p>再任</p>	<p>1964年4月 株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>1991年6月 同行取締役</p> <p>1995年6月 同行常務取締役</p> <p>1996年4月 株式会社東京三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 常務取締役</p> <p>2000年6月 同行専務取締役</p> <p>2002年9月 三菱証券株式会社 (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 代表取締役会長</p> <p>2004年6月 東京急行電鉄株式会社 (現東急株式会社) 常勤監査役</p> <p>2005年6月 当社取締役</p> <p>2007年6月 当社代表取締役会長 (現) (重要な兼職の状況)</p> <p>医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会長</p>	734,631株
<p>【取締役候補者とした理由】 山田匡通氏は、取締役会長として長年にわたり当社および当社グループを牽引した実績と経営全般における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。</p>			
2	<p>ひら い よし らう 平井 嘉朗 (1961年1月26日)</p> <p>再任</p>	<p>1984年4月 旧株式会社イトーキ入社</p> <p>1984年6月 同社関西支社</p> <p>1995年12月 同社イトーキ労働組合専従</p> <p>1998年9月 同社イトーキ労働組合委員長</p> <p>1999年12月 同社メンテナンス会社設立準備室</p> <p>2000年12月 同社環境本部</p> <p>2002年12月 同社関西法人 販売課長</p> <p>2009年7月 当社人事部長</p> <p>2012年5月 当社営業戦略統括部長</p> <p>2013年1月 当社執行役員営業戦略統括部長</p> <p>2015年1月 当社執行役員</p> <p>2015年3月 当社代表取締役社長 (現)</p>	50,176株
<p>【取締役候補者とした理由】 平井嘉朗氏は、2015年に代表取締役社長に就任し、会社経営に関する豊富な業務経験と経営、管理、営業面での高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	まきのけんじ 牧野健司 (1957年1月8日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再任</div>	1980年4月 旧株式会社イトーキ入社 1992年10月 同社岡山支店長 2000年12月 同社法人販売部販売5部長 2004年3月 同社関係会社管理部長 2005年1月 株式会社イトーキ東光製作所(社長) 出向 2010年1月 当社執行役員物流統括部長 2011年1月 当社執行役員経営企画統括部長 2012年1月 当社執行役員企画本部長 2013年1月 当社常務執行役員企画本部長 2015年3月 当社取締役常務執行役員企画本部長 2016年1月 当社取締役常務執行役員企画本部長 兼 工事・物流統括部長 2019年1月 当社取締役常務執行役員企画本部長 兼 業務改革統括部長 2021年1月 当社取締役専務執行役員企画本部長(現)	24,363株
【取締役候補者とした理由】 牧野健司氏は、経営企画部門および当社グループ会社の社長を歴任するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。			
4	ふなほらえいじ 船原英二 (1959年3月4日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再任</div>	1982年4月 株式会社イトーキ (旧株式会社伊藤喜工作所) 入社 2005年6月 当社設備機器エンジニアリング部長 2008年1月 当社電子機器工場長 2013年1月 当社設備機器エンジニアリング部長 2014年1月 当社生産本部生産統括部長 2015年1月 当社執行役員生産本部生産統括部長 2016年1月 当社執行役員生産本部副本部長 兼 生産統括部長 2019年1月 当社執行役員品質保証本部長 兼 生産本部副本部長 兼 生産統括部長 2020年1月 当社常務執行役員生産本部長 兼 品質保証本部長 兼 生産統括部長 2020年3月 当社取締役常務執行役員生産本部長 兼 品質保証本部長 兼 生産統括部長 2021年1月 当社取締役常務執行役員生産本部長(現)	15,377株
【取締役候補者とした理由】 船原英二氏は、長年生産部門の業務執行に携わるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>森谷仁昭 (1960年3月31日)</p> <p>新任</p>	<p>1982年4月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行</p> <p>1988年7月 日本輸出入銀行 (現株式会社国際協力銀行) 出向</p> <p>1992年5月 株式会社第一勧業銀行 国際企画部 同行香港支店 非日系営業課長</p> <p>1995年10月 株式会社みずほ銀行 三鷹支店長</p> <p>2006年3月 同行 個人企画部長</p> <p>2007年4月 同行 名古屋中央支店長</p> <p>2009年4月 同行 名古屋中央支店長</p> <p>2010年10月 株式会社みずほコーポレート銀行 審議役</p> <p>2011年1月 当社入社 執行役員管理本部副本部長</p> <p>2012年1月 当社執行役員管理本部長</p> <p>2015年1月 当社常務執行役員管理本部長 (現)</p>	17,569株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>森谷仁昭氏は、金融機関および当社管理部門における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督、取締役会の機能強化など適切な役割を果たしていただきたく、新たに取締役の候補としました。</p>			
6	<p>永田宏 (1941年2月22日)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>1970年4月 三井物産フランス株式会社入社</p> <p>1996年6月 三井物産株式会社取締役</p> <p>1999年6月 同社常務取締役 欧州三井物産株式会社社長</p> <p>2002年4月 三井物産株式会社代表取締役副社長 兼 執行役員化学品グループプレジデント</p> <p>2004年6月 同社顧問</p> <p>2005年4月 早稲田大学大学院商学研究科 (MBAコース) 客員教授</p> <p>2008年3月 当社社外取締役 (現)</p> <p>2018年10月 株式会社クリアホールディングス 代表取締役社長 (現)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社クリアホールディングス代表取締役社長</p>	37,940株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>永田 宏氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を保有しております。当社の経営に対し有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただき、引き続き社外取締役の候補としました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	似内志朗 (1958年8月7日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役候補者</div>	1984年4月 郵政省入省 2005年4月 日本郵政公社（現日本郵政株式会社） 経営企画部門事業開発部長 2009年10月 同社不動産部門不動産企画部長 2018年4月 日本郵政不動産株式会社 プロジェクト推進部長（兼務） 2019年5月 ファシリティデザインラボ代表（現） 筑波大学客員教授（現） 東洋大学兼任講師（現） 2020年3月 当社社外取締役（現） （重要な兼職の状況） ファシリティデザインラボ代表	2,400株
【社外取締役候補者とした理由】 似内志朗氏は、会社経営やファシリティデザインに関する豊富な経験と高い見識を保有しております。当社の経営に対し有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。引き続き社外取締役の候補としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永田 宏、似内志朗の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 永田 宏氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって13年、似内志朗氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、永田 宏、似内志朗の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間で上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）なお、各候補者の任期中途である2022年1月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、永田 宏、似内志朗の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【ご参考】

当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」は、次のとおりです。

1. 現在または過去10年間に於いて当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者でないこと
2. 当社の現在の主要な株主（総議決権の10%以上を保有する株主）またはその業務執行者でないこと
3. 当社の主要な取引先（年間取引額が、当社連結売上高の2%を超える取引先または年間仕入額が当該会社の連結売上高の2%を超える仕入先）の業務執行者でないこと
4. 当社の主要な借入先（年間借入額が、当社総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者でないこと
5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家でないこと

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。この決議の効力は、次回の定時株主総会が開催されるまでの間といたします。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
こやま みつよし 小山 充 義 (1962年8月10日)	1981年4月 東京国税局入局 1994年7月 東京国税局調査四部 2000年1月 国税庁法人課税課 2005年7月 金融庁検査局 2012年7月 沖縄国税事務所国税訟務官 2014年7月 東京国税局国税訟務官 2015年7月 石田税務会計事務所勤務 2015年9月 税理士登録(現) 小山税理士事務所開設(現) (重要な兼職の状況) 第一実業株式会社社外監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小山充義氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 小山充義氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な知識や他社の社外監査役としての経験を当社の監査体制に反映していただくためであります。
4. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。小山充義氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。(保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。)小山充義氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより社外監査役に就任する場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 小山充義氏が社外監査役に就任する場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、個人消費や企業の設備投資が大きく落ち込むなど、極めて厳しい状況となりました。全国的な感染拡大防止策の実施による段階的な経済活動の再開と、政府による各種施策の効果や海外経済の改善もあり、景気回復の兆しが一時的には見られたものの、年後半には再び感染が拡大傾向となるなど、先行きが不透明な状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループにおいては、「働き方変革130」をキャッチフレーズに掲げた3ヶ年の中期経営計画の最終年度として、全社をあげて収益性・生産性・創造性・満足度の向上に継続して取り組みました。あわせて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から在宅勤務および時差出勤の励行など様々な対策を実施しつつ、お客様のご要望には適切にお応えできるよう対応しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業活動の縮小や一部業務の中断、オフィスおよび設備機器関連事業における保有商談の相次ぐ延期・中止、11月に開催を予定していた大型イベント「ITOKI PRESENTATION 2021」も一部中止となるなど、年間を通して厳しい状況となりました。

一方で、本社オフィス「ITOKI TOKYO XORK」を活用したポストコロナ時代を見据えた新しい働き方・ワークプレイスの提案や、在宅勤務やテレワークの全国的な普及に伴う在宅勤務用チェアなどコンシューマ向け製品の販売促進強化、生活様式の変化に伴って拡大している物流サービス市場への対応など、新型コロナウイルス感染症による市場ニーズの変化に積極的に対応し、お客様が安心、安全に働くことができるワークプレイス構築に努めました。

この結果、売上高は1,162億10百万円（前連結会計年度比4.9%減）となる一方、営業利益は17億98百万円（前連結会計年度比99.1%増）、経常利益は18億81百万円（前連結会計年度比99.0%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は2億35百万円（前連結会計年度は5億50百万円の当期純損失）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

[オフィス関連事業]

オフィス関連事業につきましては、第1四半期は首都圏を中心とした大都市部での大型の新築・移転案件に対し、「ITOKI TOKYO XORK」をワーキングショールームとして活用した積極的な提案営業や需要期における物流支援体制の強化が奏功したほか、中国における営業体制の合理化などの効果もあり収益を大きく伸ばしました。

しかし、第2四半期以降は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国内・海外ともに営業活動の縮小を余儀なくされたほか、一部業務の中断や保有していた商談の延期・中止が発生しました。

第4四半期においては、国内オフィス市場の復調に伴う商談増加や延期となっていた計画が再開するなど一部復調する動きが見られました。

その結果、当事業は売上高646億33百万円（前連結会計年度比0.0%減）、営業利益10億35百万円（前連結会計年度比47.2%増）となりました。

[設備機器関連事業]

設備機器関連事業につきましては、第1四半期は国内オフィス市場の好調に牽引されて内装工事・パーティションの需要が伸長しました。

しかし、第2四半期以降はオフィス関連事業と同様に国内のパーティション、セキュリティ設備などで商談の延期、中止が発生したほか、国内のグループ会社の株式会社ダルトンにおいても大型プロジェクトの端境期のため販売が落ち込みました。また、シンガポールのグループ会社Tarkus Interiors Pte Ltdでも国民行動制限措置の影響によって事業活動に大きな影響を受けました。

一方で、新しい生活様式の浸透に伴う物流市場の活性化などにより、物流施設向け事業が好調に推移しました。また、特殊扉などを取り扱う原子力や商業施設などの事業も好調に推移したほか、各事業で実施した効率化によるコストダウンも奏功しました。

その結果、当事業は売上高489億52百万円（前連結会計年度比11.0%減）、営業利益6億86百万円（前連結会計年度比57.6%増）となりました。

[その他]

その他事業につきましては、パーソナル事業において第2四半期以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の一環として全国的に在宅勤務やテレワークが普及し、在宅勤務用チェアなどの需要が急増しました。これに伴い、ラインアップの強化や販売促進施策を実施したことにより、コンシューマ向け大手通販サイトや自社運営のECサイトにおける販売台数が大幅に増加するなど、好調に推移しました。

その結果、当事業は売上高26億24百万円（前連結会計年度比5.4%増）、営業利益76百万円（前連結会計年度は2億35百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

長期の運転資金のためシンジケーション方式によるタームローン契約（総額30億円）を締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境は、「新型コロナウイルス感染症」の拡大による経済活動への制約が徐々に薄らぎ、持ち直しに転じると予想されます。しかしながら、今後の世界の感染状況やそれを踏まえた各国の政策対応の変化など、先行きの不確実性は極めて大きく、経済活動が元の水準に戻るまでには時間がかかるものと思われます。さらには、首都圏を中心とするオフィスビル供給量の減少やオフィス空室率の上昇による需要の減退等も見込まれるなか、当社グループを取り巻く環境は相当厳しい状況であると認識しております。

このような事業環境の中、当社グループとしましては、2023年度と最終年とする中期経営計画「RISE ITOKI 2023」を新たに掲げ、高い価値を創出・提供し続ける企業へと進化してまいります。この実現のため、特に以下の5点を重要課題として捉え、重点的に取り組んでまいります。

① 構造改革プロジェクトの実行

現在の激変する社会において、あらたな価値を生み出しお客様に提供し続けていくためには、今以上に事業の生産性を向上させ、強靱な体質の「高収益企業」に進化する必要があります。このために、2020年7月にアドバンテッジアドバイザーズ株式会社との事業提携により発足した構造改革プロジェクトを中心に、業務のプロセス改革や経営資源の最適化を実行してまいります。

② 新たな価値の創出と提供

コロナ禍における感染拡大防止の社会的要請のもと、“働き方”や“働く環境”に対する人々の価値観が大きく変化しており、またその先のポストコロナの世界においても、この流れは一定程度継続・拡大していくことが予想されます。このような状況は、「働く環境」づくりを事業とする当社グループにとっては大きな脅威であり、また一方では事業拡大の機会でもあると捉えております。ポストコロナの「働く環境」づくりで他社をリードしていくために、「働く環境」においてこれまでにない新たな価値を創出し提供すべく、提案力強化と商品・サービスの拡充を推し進めてまいります。

③ 不採算事業の早期黒字化

当社グループが強靱な体質の「高収益企業」へと進化していくために、営む事業すべての収益性を高めていく必要があります。特に、現在不採算となっている事業についてはこれを早急に解消していかなければなりません。このため、このような状態に陥っている事業については、改めて事業の再評価を行い必要な挺入れ施策を早期に実行してまいります。併せて、今後各事業が継続的に不採算な状態に陥らないよう、各事業や投資案件のチェック及び支援体制を強化してまいります。

④ 狙って人を育てる

企業において最も重要な経営資源は「人財」と考えます。激変する社会において、これからも継続して高い価値を提供していくためには、組織にイノベーションを起こし、事業を率先する多様な人財が必須となります。このような人財を育成するため、全員一律ではなく育成したいポイントを明確にした“狙って人を育てる”ための施策を早期に実行展開してまいります。

⑤ ESG経営の実践

当社は常に時代の先端を見据え、社会に新しい価値を提供することで成長してまいりました。ビジネスの原点は「世の中に既にあるものでなく、新しいものを提供し、社会のお役に立ちたい」という創業者・伊藤喜十郎の志にあります。また2018年に国連グローバル・コンパクトに署名、2019年にはSDGs宣言を発信するなど、これからも単なる社会貢献ではなく、ビジネスを通じてSDGsへの貢献と利益獲得を両立していきたいと考えております。この実現のため、マテリアリティ(重要課題)を中心に環境・社会・ガバナンスへの取り組みを継続的に強化しながら、本業であるポストコロナの「働く環境」づくりを通じて社会課題の解決を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

項 目	2017年度 (第68期)	2018年度 (第69期)	2019年度 (第70期)	2020年度 (第71期) (当期)
売 上 高 (百万円)	108,684	118,700	122,174	116,210
経 常 利 益 (百万円)	3,295	2,367	945	1,881
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	2,402	1,725	△550	△235
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	52.74	37.84	△12.08	△5.18
総 資 産 (百万円)	102,451	108,710	108,778	105,096
純 資 産 (百万円)	47,452	47,504	45,834	44,189
1株当たり純資産額 (円)	1,028.87	1,027.45	995.80	969.43

- (注) 1. 2020年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
 2. 第68期及び第69期については、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社イトーキマーケットスペース	百万円 200	% 100.0	商 業 設 備 機 器 の 販 売
株式会社イトーキエンジニアリングサービス	50	100.0	工事の施工・監理、保守・サービス
株 式 会 社 シ マ ソ ー ビ (注)1	10	100.0	事 務 用 家 具 等 の 販 売
株式会社イトーキ北海道 (注)2	40	100.0	事 務 用 家 具 等 の 販 売
伊藤喜オールスチール株式会社	90	100.0	鋼製家具・機器の製造・販売
イトーキマルイ工業株式会社	10	100.0	鋼製家具等の製造・販売
三幸ファシリティーズ株式会社 (注)3	40	100.0	事 務 用 家 具 等 の 販 売
株式会社イトーキシェアードバリュー	50	100.0	オフィス家具・設備機器のレンタル・リユース
新日本システック株式会社	100	100.0	各 種 シ ス テ ム の 開 発
富士リビング工業株式会社	60	98.4	鋼製・木製家具の製造・販売
株式会社エフエム・スタッフ (注)4	90	98.2	ファシリティマネジメント等に関するコンサルティング業務
株 式 会 社 ダ ル ト ン	1,387	100.0	科学研究施設・粉体機械等の製造・販売
株式会社イトーキ東光製作所	70	100.0	鉄 扉 ・ 貸 金 庫 等 の 製 造
Tarkus Interiors Pte Ltd	150万S\$	100.0	オフィス施設、商業施設等の内装工事
Novo Workstyle Asia Limited	3,180万US\$	100.0	ア ジ ア 子 会 社 の 統 括 会 社
ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.	130万S\$	100.0	事 務 用 家 具 等 の 販 売
GlobalTreehouse 株 式 会 社	100	51.0	企業会員向けの各種プログラム提供事業

- (注) 1. 株式会社シマソービの議決権比率には、間接所有分の0.5%を含んでおります。
 2. 株式会社イトーキ北海道の議決権比率には、間接所有分の1.2%を含んでおります。
 3. 三幸ファシリティーズ株式会社の議決権比率には、間接所有分の0.01%を含んでおります。
 4. 株式会社エフエム・スタッフの議決権比率には、間接所有分の1.7%を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

④ 企業結合の経過および成果

連結対象会社は前記②に掲げた重要な子会社17社、株式会社グルトンの子会社および海外子会社等19社であります。なお企業結合の成果につきましては、「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

⑤ 重要な技術提携の状況

技術導入の相手先名	国名	内 容
WALDNER Laboreinrichtungen GmbH & Co.KG	ドイツ	実験用家具の製造、販売権の許与
KNOLL OVERSEAS,INC.	アメリカ	家具の製造・販売権の許与

(7) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業内容	主要な製品およびサービス
オフィス関連事業	事務用デスクおよびチェア、収納家具、カウンター、パネル、金庫、オフィス宮繕、組立・施工などの物流サービス、什器の修理、メンテナンスなどの保守サービス、企業会員向けの各種プログラム提供事業など
設備機器関連事業	建築間仕切、物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器など
その他	学習用デスクおよびチェア、書斎机、書棚、福祉・介護用品、その他小物家具、ソフトウェア開発など

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

(a) 本社 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

(b) 営業所

区 分	名 称
東 北 地 方	営業本部 東日本支社 (盛岡・仙台・福島の各支店)
東 京 都	営業本部 東京支社 (第1～5・多摩・プロジェクト営業の各支店) 法人営業統括部 (第1～3法人営業部、第4法人支店、情報通信営業部(第1～2支店)) 市場別営業統括部 (第1～4支店) 金融営業統括部 (第1～4支店) 営業推進統括部 建材営業部 (東日本建材支店) 設備機器事業本部 設備機器営業部 (物流システム販売室・システム機器販売室・原子力施設販売室・開発営業室・パブリック商品販売室) Web事業統括部 Web事業部
関 東 信 越 地 方 (東京都を除く)	営業本部 東日本支社 (長野・新潟・宇都宮・群馬・茨城の各支店) 関東支社 (千葉・埼玉・横浜・平塚の各支店)
中 部 ・ 北 陸 地 方	営業本部 中部支社 (中部法人・名古屋・中部市場別・静岡・北陸の各支店)
近 畿 地 方	営業本部 関西支社 (近畿・大阪・第1～3・京都の各支店) 営業推進統括部 建材営業部 (西日本建材支店)
中 四 国 ・ 九 州 地 方	営業本部 西日本支社 (広島・岡山・四国・福岡・九州・鹿児島島の各支店)

(c) 生産拠点

区 分	名 称	
関 東 地 方	建材事業本部 関東工場	千葉製造部（千葉市緑区）
近 畿 地 方	生産本部 関西工場	寝屋川製造部（大阪府寝屋川市） 滋賀第1製造部、滋賀第2製造部（滋賀県近江八幡市）
	設備機器事業本部 京都製造部 電子機器商品部	京都製造課（京都府八幡市） 電子製造課（滋賀県近江八幡市）

(注) 当社は2021年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

国 内	株式会社イトーキマーケットスペース（東京都中央区）
	株式会社イトーキエンジニアリングサービス（東京都中央区）
	株式会社シマソービ（横浜市中区）
	株式会社イトーキ北海道（札幌市中央区）
	伊藤喜オールスチール株式会社（千葉県野田市）
	イトーキマルイ工業株式会社（新潟県長岡市）
	三幸ファシリティーズ株式会社（東京都千代田区）
	株式会社イトーキシェアードバリュー（東京都中央区）
	新日本システムック株式会社（東京都中央区）
	富士リビング工業株式会社（石川県白山市）
	株式会社エフエム・スタッフ（東京都中央区）
	株式会社ダルトン（東京都中央区）
株式会社イトーキ東光製作所（茨城県坂東市）	
GlobalTreehouse 株式会社（東京都港区）	
海 外	Tarkus Interiors Pte Ltd（シンガポール）
	Novo Workstyle Asia Limited（香港）
	ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.（シンガポール）

(9) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,062名	89名減

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,040名	18名増	42歳 4ヵ月	15年 7ヵ月

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,507
株式会社商工組合中央金庫	1,727
株式会社三井住友銀行	1,651
株式会社京都銀行	1,228
株式会社三菱UFJ銀行	1,102

百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 45,664,437株（うち自己株式517,704株）
- ③ 株主数 7,259名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,600	5.76
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,225	4.93
株 式 会 社 ア シ ス ト	1,609	3.56
イ ト ー キ 協 力 会 社 持 株 会	1,492	3.30
伊 藤 七 郎	1,356	3.00
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（ 信 託 口 ）	1,348	2.98
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,121	2.48
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,069	2.36
イ ト ー キ 従 業 員 持 株 会	980	2.17
伊 藤 文 子	953	2.11

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を、切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式を517,704株保有しております。
 3. 持株比率は自己株式（517,704株）を控除して計算しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山田 匡 通	医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会長
代表取締役社長	平井 嘉 朗	
取締役 常務執行役員	牧野 健 司	企画本部長 兼 業務改革統括部長
取締役 常務執行役員	船原 英 二	生産本部長 兼 品質保証本部長 兼 生産統括部長
取 締 役	永田 宏	株式会社クリアホールディングス代表取締役社長
取 締 役	似内 志 朗	ファシリティデザインラボ代表
常 勤 監 査 役	福原 敦 志	
監 査 役	松井 正	
監 査 役	飯沼 良 祐	
監 査 役	齋藤 晴太郎	関東バス株式会社社外監査役 株式会社東急レクリエーション社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、永田 宏、似内志朗の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、飯沼良祐、齋藤晴太郎の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役福原敦志氏は、長年にわたり当社において企画開発・人事部門の管理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 4. 当社は、永田 宏、似内志朗、飯沼良祐、齋藤晴太郎の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

(a) 役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で承認された役員別等月額報酬表に基づいて代表取締役が職務内容および当社の状況等を勘案のうえ、各監査役については職務の内容、経験および当社の状況等を確認のうえ監査役の協議により決定しております。なお、取締役の報酬限度額は2001年3月29日開催の定時株主総会において、「月額25百万円以内」（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、この固定報酬枠とは別に、2013年3月27日開催の定時株主総会において、各事業年度の当社当期純利益の10%以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とする変動報酬枠と2018年3月28日の定時株主総会において、「年額120百万円以内」（うち社外取締役分は年額5百万円以内）とする譲渡制限付株式報酬枠について決議をいただいております。また、監査役の報酬限度額は、2013年3月27日開催の定時株主総会において「月額10百万円以内」として決議いただいておりますが、この固定報酬枠とは別に、2018年3月28日の定時株主総会において、「年額10百万円以内」（うち社外監査役分は年額2百万円以内）とする譲渡制限付株式報酬枠について決議をいただいております。

(b) 当事業年度に係る報酬等

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	165百万円 (8百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	36百万円 (8百万円)
合 計	10名	201百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与29百万円（取締役6名に対し27百万円（うち社外取締役2名に対し2百万円）、監査役4名に対し2百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））、及び、譲渡制限付株式報酬18百万円（取締役6名に対し14百万円（うち社外取締役2名に対し0百万円）、監査役4名に対し3百万円（うち社外監査役2名に対し1百万円））が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役永田 宏氏は、株式会社クレアホールディングスの代表取締役社長を兼務しておりますが、当社と株式会社クレアホールディングスとの間に特別な利害関係はありません。
- ・取締役似内志朗氏は、ファシリティデザインラボ代表を兼務しておりますが、当社とファシリティデザインラボとの間に特別な利害関係はありません。
- ・監査役齋藤晴太郎氏は、関東バス株式会社、株式会社東急レクリエーションの社外監査役を兼務しておりますが、当社と前述2社との間に特別な利害関係はありません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況

主な活動内容

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	永 田 宏	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。
取 締 役	似 内 志 朗	2020年3月25日就任以降に開催された取締役会12回全てに出席し、主にファンリティデザインに関する豊富な経験と知見から、当社経営に資する有益な助言・提言を行っております。
監 査 役	飯 沼 良 祐	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会13回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	齋 藤 晴 太 郎	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会13回全てに出席し、主に弁護士として法律に関する高い経験と見識から、監査機能の実効性を高めていくための発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	80,000千円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	96,017千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積の相当性などを確認し、必要な検証を行った上で、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、2006年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、2008年3月28日、2008年12月18日、2011年3月25日、2015年4月28日ならびに2018年4月24日に改定を行っており、下記は最新（2018年4月24日一部改定）の決議の概要です。

<内部統制システム構築の基本方針>

当社は、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向け、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備について以下のとおり基本方針を定める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
- (b) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。
また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 監査役は、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- (b) 「情報セキュリティ基本規程」「情報セキュリティ基本方針」等を制定し、適切な情報管理に努める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
- (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社見地での予防措置が必要な場合の対応を決定する。
- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
- (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週1回、執行役員会議を代表取締役が必要と認めた場合に、適宜開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
- (b) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
- (c) 全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
- (d) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 使用人に対しても取締役に関する1項(a)と同様の推進に努める。
- (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、随時開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
- (c) コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンスチームを設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- (d) コンプライアンスチームは、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。

- (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。
- ⑥ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制**
- (a) 子会社に対し「イトーキグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
- (b) 子会社の窓口として関係会社管理部を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
- (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
- (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。
- (e) 連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入し、グループ全体の経営基本戦略の策定等を行う会議体を設置する。
- ⑦ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑧ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**
- 「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。
- ⑨ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役のが求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。
- ⑩ **前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- 使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

⑪ **監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑫ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めたときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。
- (d) 子会社の役員及び使用人は、当社監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。

⑬ **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

⑭ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合には、速やかに対応する。

⑮ **その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施しうる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社は、「イトーキグループコンプライアンス規程」に基づき、代表取締役が指名する役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において2回開催いたしました。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の構築および見直しならびにコンプライアンス違反事案および内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議などを行っております。また、役員および従業員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的実施しております。

② リスク管理体制

当社は、「イトーキグループリスク管理基本規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において3回開催いたしました。リスク管理委員会は、リスク管理の方針を定め、リスク管理に係るリスクの評価および対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めています。

③ グループガバナンス体制

当社の関係会社管理部門は、「グループ会社管理規程」に基づき、代表取締役社長を議長とするグループ会社社長会を当事業年度において1回開催いたしました。グループ会社社長会は、当社の戦略・政策方針の共有化を図り、グループ会社社長から事業戦略の進捗および予算の進捗の報告を行っております。また、グループ会社のコンプライアンス体制強化のため、グループ会社コンプライアンス委員会を当事業年度において1回開催いたしました。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役を含む監査役4名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催し、常勤監査役は、取締役会のほか、常務会、その他重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、2008年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条

第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を定めるとともに、2008年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、2011年3月25日開催の当社第61回定時株主総会、2014年3月26日開催の当社第64回定時株主総会、2017年3月29日開催の当社第67回定時株主総会及び2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、(以下、最新の対応策を「本プラン」といいます。)、継続いたしております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が、大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 企業価値向上のための取組みについて

当社は、1890年に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史と共に歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、1950年には、製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い、発展してまいりましたが、2005年6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。

当社は、製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、これまで計7回の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。2018年2月には、過年度の業績状況および今後の当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、当社が創業130周年を迎える2020年を最終年度とした2018年から2020年までの新たな3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。「働き方変革130」をキャッチフレーズとして、『「働き方変革」を実践する』、『「お客様活き活き」を創出する』、『「社員活き活き」を向上する』、『「地球生き生き」に貢献する』、『「時代の先端」を切り開く』を重点方針とした経営戦略を強力に推し進め、「時代の先端を切り開き、グローバル社会に貢献する高収益企業」となることを目指して、一層の企業価値向上に邁進してまいります。

② コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

③ 安定した株主還元策

当社は、利益配分につきましては、経営の重点政策の一つとして認識し、会社の収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案したうえで、株主の皆様継続的かつ安定的に配当することとし、期末配当として年1回を行うことを基本方針としております。

今後の配分につきましては、更なる株主重視の経営を目指し、従来の安定配当に加えて連結業績を考慮し、配当性向20%以上を目処とした配当政策を実施してまいります。また、内部留保金につきましては、企業価値の向上を図るために、将来の成長に不可欠な研究開発や成長分野への戦略的な投資を中心に効率的に活用してまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために、必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑制することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランを継続いたしております。

② 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記①の目的を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において、買収提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が、買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様には、当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年の取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にも不利益を与えない場合等、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅱ.）について

当社は、上記Ⅱ. に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として継続されたものであり、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が、2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、継続されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項

が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランは、その時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は、その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については、株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>57,183</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>43,646</b>  |
| 現金及び預金          | 18,246         | 支払手形及び買掛金          | 12,377         |
| 受取手形及び売掛金       | 26,599         | 電子記録債務             | 5,840          |
| 電子記録債権          | 1,959          | 1年内償還予定の社債         | 40             |
| 商品及び製品          | 4,281          | 短期借入金              | 10,055         |
| 仕掛品             | 2,266          | 1年内返済予定の長期借入金      | 2,325          |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,554          | 未払法人税等             | 1,286          |
| その他             | 1,850          | 未払消費税等             | 1,149          |
| 貸倒引当金           | △575           | 設備関係支払手形           | 177            |
|                 |                | 賞与引当金              | 1,578          |
|                 |                | 役員賞与引当金            | 92             |
| <b>固定資産</b>     | <b>47,912</b>  | 受注損失引当金            | 4              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>26,206</b>  | 製品保証引当金            | 75             |
| 建物及び構築物         | 10,669         | その他                | 8,644          |
| 機械装置及び運搬具       | 2,519          | <b>固定負債</b>        | <b>17,259</b>  |
| 土地              | 9,888          | 社債                 | 100            |
| リース資産           | 1,153          | 長期借入金              | 6,491          |
| 建設仮勘定           | 171            | リース債務              | 1,917          |
| その他             | 1,804          | 繰延税金負債             | 448            |
|                 |                | 退職給付に係る負債          | 4,131          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>5,590</b>   | 役員退職慰労引当金          | 99             |
| のれん             | 2,093          | 製品自主回収関連損失引当金      | 90             |
| その他             | 3,497          | その他                | 3,979          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>16,116</b>  | <b>負債合計</b>        | <b>60,906</b>  |
| 投資有価証券          | 5,583          | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| 長期貸付金           | 2              | <b>株主資本</b>        | <b>43,691</b>  |
| 繰延税金資産          | 1,414          | 資本金                | 5,294          |
| 退職給付に係る資産       | 1,418          | 資本剰余金              | 9,628          |
| その他             | 8,172          | 利益剰余金              | 28,950         |
| 貸倒引当金           | △475           | 自己株式               | △182           |
|                 |                | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>75</b>      |
|                 |                | その他有価証券評価差額金       | 473            |
|                 |                | 為替換算調整勘定           | △89            |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額       | △308           |
|                 |                | <b>新株予約権</b>       | <b>45</b>      |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b>     | <b>377</b>     |
|                 |                | <b>純資産合計</b>       | <b>44,189</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>105,096</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>105,096</b> |

# 連結損益計算書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額   | 金 額     |
|-----|-------|---------|
| 売上  |       | 116,210 |
| 上   |       | 74,322  |
| 原   |       | 41,888  |
| 総   |       | 40,089  |
| 利   |       | 1,798   |
| 管   |       |         |
| 理   |       |         |
| 益   |       |         |
| 受   | 9     |         |
| 取   | 116   |         |
| 配   | 181   |         |
| 当   | 104   |         |
| 貸   | 20    |         |
| 当   | 371   | 804     |
| 金   |       |         |
| 料   |       |         |
| 金   |       |         |
| 他   |       |         |
| 支   | 241   |         |
| 払   | 36    |         |
| 減   | 26    |         |
| 管   | 14    |         |
| 理   | 178   |         |
| 費   | 223   | 720     |
| 用   |       |         |
| 償   |       |         |
| 却   |       |         |
| 費   |       |         |
| 料   |       |         |
| 却   |       |         |
| 他   |       |         |
| 益   |       | 1,881   |
| 特   |       |         |
| 別   |       |         |
| 利   |       |         |
| 益   |       |         |
| 固   | 7     |         |
| 定   | 980   |         |
| 資   | 123   | 1,111   |
| 有   |       |         |
| 価   |       |         |
| 証   |       |         |
| 券   |       |         |
| 売   |       |         |
| 却   |       |         |
| 益   |       |         |
| 特   |       |         |
| 別   |       |         |
| 損   |       |         |
| 失   |       |         |
| 固   | 7     |         |
| 定   | 113   |         |
| 資   | 883   |         |
| 産   | 163   |         |
| 除   | 535   |         |
| 却   | 13    | 1,716   |
| 損   |       |         |
| 失   |       |         |
| 投   |       |         |
| 資   |       |         |
| 有   |       |         |
| 価   |       |         |
| 証   |       |         |
| 券   |       |         |
| 評   |       |         |
| 価   |       |         |
| 損   |       |         |
| 却   |       |         |
| 他   |       |         |
| 益   |       | 1,277   |
| 税   |       |         |
| 金   |       |         |
| 等   |       |         |
| 調   |       |         |
| 整   |       |         |
| 前   |       |         |
| 当   |       |         |
| 期   |       |         |
| 純   |       |         |
| 利   |       |         |
| 益   |       |         |
| 法   | 1,666 |         |
| 人   | △34   | 1,632   |
| 税   |       |         |
| 及   |       |         |
| び   |       |         |
| 事   |       |         |
| 業   |       |         |
| 税   |       |         |
| 額   |       |         |
| 当   |       |         |
| 期   |       |         |
| 純   |       |         |
| 損   |       |         |
| 失   |       | △355    |
| 非   |       |         |
| 支   |       |         |
| 配   |       |         |
| 株   |       |         |
| 主   |       |         |
| に   |       |         |
| 帰   |       |         |
| 属   |       |         |
| す   |       |         |
| る   |       |         |
| 当   |       |         |
| 期   |       |         |
| 純   |       |         |
| 損   |       |         |
| 失   |       | △119    |
| 親   |       |         |
| 会   |       |         |
| 社   |       |         |
| 株   |       |         |
| 主   |       |         |
| に   |       |         |
| 帰   |       |         |
| 属   |       |         |
| す   |       |         |
| る   |       |         |
| 当   |       |         |
| 期   |       |         |
| 純   |       |         |
| 損   |       |         |
| 失   |       | △235    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から)  
(2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |       |        |      |        |
|---------------------------|---------|-------|--------|------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                 | 5,294   | 9,201 | 29,862 | △46  | 44,311 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |       |        |      |        |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |       | △592   |      | △592   |
| 連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減  |         | 441   |        |      | 441    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)        |         |       | △235   |      | △235   |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |       |        | △175 | △175   |
| 自 己 株 式 の 処 分             |         | △12   |        | 41   | 28     |
| 子会社の新規連結による剰余金減少額         |         |       | △84    | △1   | △85    |
| 非支配株主との取引による資本剰余金の増減      |         | △0    |        |      | △0     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |      |        |
| 連結会計年度中の変動額合計             | －       | 427   | △912   | △136 | △620   |
| 当 期 末 残 高                 | 5,294   | 9,628 | 28,950 | △182 | 43,691 |

|                           | その他の包括利益累計額  |          |              |               | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|---------|-----------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |         |           |
| 当 期 首 残 高                 | 1,260        | △83      | △118         | 1,057         | －     | 464     | 45,834    |
| 連結会計年度中の変動額               |              |          |              |               |       |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |              |          |              |               |       |         | △592      |
| 連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減  |              |          |              |               |       |         | 441       |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)        |              |          |              |               |       |         | △235      |
| 自 己 株 式 の 取 得             |              |          |              |               |       |         | △175      |
| 自 己 株 式 の 処 分             |              |          |              |               |       |         | 28        |
| 子会社の新規連結による剰余金減少額         |              |          |              |               |       |         | △85       |
| 非支配株主との取引による資本剰余金の増減      |              |          |              |               |       |         | △0        |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △787         | △5       | △189         | △982          | 45    | △87     | △1,024    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △787         | △5       | △189         | △982          | 45    | △87     | △1,644    |
| 当 期 末 残 高                 | 473          | △89      | △308         | 75            | 45    | 377     | 44,189    |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

株式会社イトーキ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 秀 樹 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 東 大 夏 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|---------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b> |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| 流動資産          | 34,078        | 流動負債            | 30,747        |
| 現金及び預金        | 6,079         | 支払手形            | 1,451         |
| 受取掛手形         | 3,425         | 電子記録債           | 6,854         |
| 電子記録債         | 1,607         | 買掛金             | 5,996         |
| 商品及び製品        | 16,217        | 短期借入金           | 8,195         |
| 仕掛及び製材        | 2,893         | 1年内に返済する長期借入金   | 526           |
| 材料及び貯蔵品       | 1,214         | リース債            | 554           |
| 原価及び貯蔵品       | 1,495         | 未払金             | 525           |
| 長期貸付金         | 2,840         | 未払費用            | 3,355         |
| そ の 他 の 引 当 金 | 1,039         | 未払法人税等          | 779           |
|               | △2,735        | 未払消費税           | 737           |
|               |               | 未払賞与            | 956           |
|               |               | 賞与引当金           | 37            |
|               |               | 役員賞与引当金         | 4             |
|               |               | 注記引当金           | 58            |
|               |               | 受取保引当金          | 713           |
|               |               | その他             |               |
| 固定資産          | 44,379        | 固定負債            | 11,189        |
| 有形固定資産        | 17,502        | 長期借入金           | 3,508         |
| 建物            | 7,983         | リース債            | 1,253         |
| 構築物           | 75            | 退職給付引当金         | 2,188         |
| 機械及び装置        | 1,133         | 製品自主回収関連損失引当金   | 90            |
| 車輻及び運搬用具      | 10            | 債務保証損失引当金       | 280           |
| 土工器具          | 877           | 長期預り保証債         | 2,843         |
| 土地            | 6,408         | 資産除去債           | 1,024         |
| 建物            | 875           |                 |               |
| 建設仮勘定         | 138           | <b>負債合計</b>     | <b>41,937</b> |
| 無形固定資産        | 2,561         | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| ソフトウェア        | 262           | 株主資本            | 36,004        |
| 電話加入権         | 82            | 資本              | 5,294         |
| その他の資産        | 853           | 資本剰余金           | 10,832        |
| その他           | 1,363         | 資本準備金           | 10,832        |
|               |               | 利益剰余金           | 20,060        |
|               |               | 利益準備金           | 881           |
|               |               | その他利益剰余金        | 19,179        |
|               |               | 配当準備金           | 250           |
|               |               | 固定資産圧縮積立金       | 1,260         |
|               |               | 別途積立金           | 12,230        |
|               |               | 繰越利益剰余金         | 5,439         |
|               |               | 自己株式            | △182          |
|               |               | <b>評価・換算差額等</b> | <b>471</b>    |
|               |               | その他有価証券評価差額金    | 471           |
|               |               | <b>新株予約権</b>    | <b>45</b>     |
| <b>資産合計</b>   | <b>78,458</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>36,520</b> |
|               |               | <b>負債純資産合計</b>  | <b>78,458</b> |

# 損 益 計 算 書

(2020年 1 月 1 日から)  
(2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金     | 額      |
|--------------|-------|--------|
| 売上高          |       | 86,432 |
| 売上原価         |       | 57,471 |
| 売上総利益        |       | 28,960 |
| 販売費及び一般管理費   |       | 27,691 |
| 営業外収益        |       | 1,269  |
| 受取利息         | 19    |        |
| 受取配当金        | 662   |        |
| 受取貸付金        | 230   |        |
| 受取保険金        | 2     |        |
| 関係会社貸倒引当金戻入  | 104   |        |
| その他          | 34    |        |
| 営業外費用        | 151   | 1,204  |
| 支払利息         | 73    |        |
| 賃貸建物等減価償却費   | 48    |        |
| 賃貸建物等管理費用    | 36    |        |
| 賃貸借料         | 14    |        |
| 関係会社貸倒引当金繰入  | 1,313 |        |
| その他          | 155   | 1,642  |
| 経常利益         |       | 831    |
| 特別利益         |       |        |
| 固定資産売却益      | 0     |        |
| 投資有価証券売却益    | 980   | 980    |
| 特別損失         |       |        |
| 固定資産除却損      | 85    |        |
| 投資有価証券評価損    | 158   |        |
| 関係会社株式評価損    | 326   |        |
| その他          | 13    | 584    |
| 税引前当期純利益     |       | 1,227  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 800   |        |
| 法人税等調整額      | △47   | 752    |
| 当期純利益        |       | 474    |



## 株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から)  
(2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |        |             |       |             |               |        |             |             |
|-------------------------|---------|-----------|--------|-------------|-------|-------------|---------------|--------|-------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |        |             |       | 利 益 剰 余 金   |               |        |             |             |
|                         |         | 資本準備金     | その他剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金    |               |        |             | 利益剰余金<br>合計 |
|                         |         |           |        |             |       | 配当準備<br>積立金 | 固定資産<br>圧縮積立金 | 別途積立金  | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当 期 首 残 高               | 5,294   | 10,832    | -      | 10,832      | 881   | 250         | 1,260         | 12,230 | 5,569       | 20,190      |
| 当 期 変 動 額               |         |           |        |             |       |             |               |        |             |             |
| 剰余金の配当                  |         |           |        |             |       |             |               |        | △592        | △592        |
| 当 期 純 利 益               |         |           |        |             |       |             |               |        | 474         | 474         |
| 自己株式の取得                 |         |           |        |             |       |             |               |        |             |             |
| 自己株式の処分                 |         |           | △12    | △12         |       |             |               |        |             |             |
| 自己株式処分差損の振替             |         |           | 12     | 12          |       |             |               |        | △12         | △12         |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |        |             |       |             |               |        |             |             |
| 当期変動額合計                 | -       | -         | -      | -           | -     | -           | -             | -      | △130        | △130        |
| 当 期 末 残 高               | 5,294   | 10,832    | -      | 10,832      | 881   | 250         | 1,260         | 12,230 | 5,439       | 20,060      |

|                         | 株 主 資 本 |        | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|---------|--------|------------------|----------------|-------|--------|
|                         | 自己株式    | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
| 当 期 首 残 高               | △46     | 36,271 | 1,251            | 1,251          | -     | 37,522 |
| 当 期 変 動 額               |         |        |                  |                |       |        |
| 剰余金の配当                  |         | △592   |                  |                |       | △592   |
| 当 期 純 利 益               |         | 474    |                  |                |       | 474    |
| 自己株式の取得                 | △175    | △175   |                  |                |       | △175   |
| 自己株式の処分                 | 39      | 26     |                  |                |       | 26     |
| 自己株式処分差損の振替             |         | -      |                  |                |       | -      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |        | △780             | △780           | 45    | △735   |
| 当期変動額合計                 | △136    | △266   | △780             | △780           | 45    | △1,002 |
| 当 期 末 残 高               | △182    | 36,004 | 471              | 471            | 45    | 36,520 |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

株式会社イトーキ  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 秀 樹 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 東 大 夏 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの2020年1月1日から2020年12月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に基づき取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査を行い事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月22日

## 株式会社イトーキ 監査役会

|       |   |   |   |    |   |
|-------|---|---|---|----|---|
| 常勤監査役 | 福 | 原 | 敦 | 志  | Ⓔ |
| 監査役   | 松 | 井 | 正 |    | Ⓔ |
| 社外監査役 | 飯 | 沼 | 良 | 祐  | Ⓔ |
| 社外監査役 | 齋 | 藤 | 晴 | 太郎 | Ⓔ |

以上

## ご参考 トピックス

### 6製品が「2020年度グッドデザイン賞」を受賞

当社グループの6製品が「2020年度グッドデザイン賞」（主催：公益財団法人日本デザイン振興会）において「グッドデザイン賞」を受賞しました。また2製品は「2020年度グッドデザイン・ベスト100」にも選出されました。



## 受賞製品紹介

### 「2020年度グッドデザイン・ベスト100」受賞

#### Wan(ワンチェア)

身体を包み込むような形状で、ゆったりとした座り心地を演出するネスティングチェア



#### vertebra03(バーテブラゼロサン)

自然と正しい着座姿勢に導くメカニズムと時代の働き方に合わせたワークチェア



### 「2020年度グッドデザイン賞」受賞

#### ウェイティングSL

快適でスタイリッシュな病院待合向けロビーチェア



#### ACTICT(アクティクト)

デジタルとアナログをシームレスに繋ぐ学生の主体的な学びを支えるフレームワーク



#### picco(ピッコ)

立ち座りしやすく、ゆらゆらできる遊びゴコロのあるツール



#### ADRED(アドレッド)

高い意匠性・遮音性を持ったパーティション



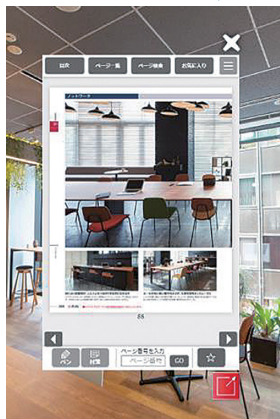
# いつでもどこでもオンラインで見学できる！ バーチャルショールーム公開



カジュアルスタイル

▲実際に歩いているかのように館内を移動し  
360度見渡すことができます (VRにも対応) !

館内マップでいきたい場所・見たいモノへFast Move !



▲カタログ情報のアイコンをクリック  
すると、気になった製品の詳細を見  
ることができます !

当社は、新型コロナウイルスの感染防止で外出自粛をされて  
いる全国のお客様に、当社ショールームや製品の魅力をご  
体感いただくため、イトーキ東京ショールームをオンライン  
で見学できるバーチャルショールームを公開しています。

スマートフォンやPCなどを利用して、時間や場所にとらわれ  
ることなく、オンラインで当社ショールーム内の様子やオフィ  
ス家具をはじめとした製品を気軽にご見学いただけます。な  
お、当社ショールームへの実際の見学につきましては、新  
型コロナウイルス感染拡大防止のため、お客様と従業員の安  
全を第一に配慮し、完全予約制にて運営しております。



イトーキ東京ショールーム バーチャルショールーム  
<https://www.itoki-tsr.com/>



# 【業界初】ヘッドが自動で動く！ エグゼクティブのニューノーマルな働き方に対応した 『LEONIS (レオニスチェア)』発売

新しい時代のエグゼクティブの働き方に応えるため、  
「しなやかな重厚感」と「軽やかな機能性」をコンセプトに誕生



機能的でありながらも  
シンプルで上品なデザイン

時代とともにエグゼクティブの働き方は大きく変化しています。「LEONIS」は、積極的な業務への関わり、協創へのよりアクティブな参加、ICTデバイスの常用化といった、時代に即したワークスタイルに応え、「しなやかな重厚感」と「軽やかな機能性」をコンセプトに誕生しました。

業界初！本体フレームに内蔵したワイヤー構造で動くアクティブヘッドサポート



▲身体を後傾したとき、ヘッドサポートが肩甲骨から上を垂直に保ち、スマートフォンの操作やモニターを閲覧する際もしっかりと上半身をサポートします。



▲くるぶしを支点に背面と座面の角度が連動して傾き、自然な姿勢を保ちます。最後傾角度は25°まで可能です。

TBS日曜劇場『半沢直樹』に  
イトーキのレオニスチェアを美術協力しました！



▲タスクフォース乃原弁護士席のチェアや、第7話のラスト・合同報告会のシーンで白井大臣はじめタスクフォースサイドのチェアなどに採用いただきました。



LEONIS (レオニスチェア) 製品ページ

<https://www.itoki.jp/products/chair/leonis/>



# 株主総会会場ご案内図



## 開催会場

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号

## 当社 大阪ショールーム 9階ホール

TEL (06)6223-3115



## 交通機関

地下鉄堺筋線  
北浜駅

5番出口徒歩5分

地下鉄堺筋線  
堺筋本町駅

12番出口徒歩5分

地下鉄御堂筋線  
淀屋橋駅

11番出口徒歩10分

京阪本線  
北浜駅

5番出口徒歩10分

※ 駐車場はございませんので、ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。



## 株式会社イトーキ

本社：〒103-6113 東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
日本橋高島屋三井ビルディング  
TEL. 03-6910-3950 (代表)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

